

平成十五年五月九日受領  
答弁第三五号

内閣衆質一五六第三五号

平成十五年五月九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出国家公務員非常勤職員のうち、高額給与を支給されている職員に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出国家公務員非常勤職員のうち、高額給与を支給されている職員に関する質問  
に対する答弁書

一の1から5まで及び10について

お尋ねは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）第二十二條第一項又は第二項に規定する非常勤職員、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号。以下「特別職給与法」という。）第九条に規定する非常勤職員及び防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「防衛庁給与法」という。）第二十六條に規定する非常勤職員（以下「非常勤国家公務員」という。）に関するものであると考えられるところ、非常勤国家公務員のうち勤務一時間につき支給される給与の額（以下「時給額」という。）を算出できるものは、一般職給与法第二十二條第二項に規定する非常勤職員及び防衛庁給与法第二十六條に規定する非常勤職員で一般職給与法第二十二條第二項に規定する非常勤職員の例により給与を支給されるものであり、平成十五年二月二十八日に在職するこれらの職員のうち、時給額が高い上位五十人（以下「時給額上位五十人」という。）について、それぞれの時給額、一か月以上任用された者に係る一か月に支給され

た給与（常勤職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に相当する給与（以下「期末手当等相当給与」という。）を除く。）の最高額、一年以上任用された者に係る一年間に支給された給与の合計額、採用時における公募の有無、一年間に支給された期末手当等相当給与の額並びに退職手当の支払の有無及びその額の算定式は、別表第一のとおりである。

なお、一般職給与法第二十二條第一項に規定する非常勤職員、特別職給与法第九條に規定する非常勤職員及び防衛庁給与法第二十六條に規定する非常勤職員で一般職給与法第二十二條第一項に規定する非常勤職員の例により給与を支給されるものについては、その給与の額を勤務一日につき支給する額として定められており、勤務時間の長短に対応して定めてはならないことから、時給額を算出することはできない。

一の6から9までについて

時給額上位五十人のそれぞれの職種は、別表第一のとおりであり、その内訳は大学の教員が四十六人及び医師が四人である。これらの職員については、短時間の業務に従事させるため、非常勤職員として任用したものである。また、給与の額については、特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事することを考慮して決定したところである。

なお、別表第一にお示しした時給額等は、個人に関する情報であるため、所属省庁名等特定の個人を識別することができることとなる事項については答弁を差し控えたい。

二の1から5まで及び10について

お尋ねは、非常勤国家公務員のうち、日々雇い入れられる職員で勤務時間が一日につき八時間とされており、かつ、一週間につき五日勤務するもの又はこれに相当するものに関するものと考えられるところ、平成十五年二月二十八日に在職するこれらの職員のうち、勤務一日につき支給される給与の額（以下「日給額」という。）が高い上位五十人（以下「日給額上位五十人」という。）について、それぞれの日給額、一か月以上任用された者に係る一か月に支給された給与（期末手当等相当給与を除く。）の最高額、一年以上任用された者に係る一年間に支給された給与の合計額、採用時における公募の有無、一年間に支給された期末手当等相当給与の額並びに退職手当の支払の有無及びその額の算定式は、別表第二のとおりである。

二の6から9までについて

日給額上位五十人のそれぞれの職種は、別表第二のとおりであり、その内訳は大学の教員が四十九人及

び医師が一人である。これらの職員については、期間が限定されたプロジェクトにおいて一定の目的が達成され次第終了する業務や業務量の増加が一時的なものと同様に予想される業務など常勤を要しない業務に従事させるため、非常勤職員として任用したものである。また、給与の額については、高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事することを考慮して決定したところである。

なお、別表第二にお示した日給額等は、個人に関する情報であるため、所属省庁名等特定の個人を識別することができることとなる事項については答弁を差し控えたい。

別表第一

番号	時給額 (円)	最高給与 月額(円)	給与年額(円)	期末手当等 相当給与額 (円)	職種	公募の 有無	退職手当 支払の有無
1	13,863	55,452	—	0	大学教員	無	無
2	12,737	391,010	3,732,035	0	医師	無	無
3	12,500	250,000	2,550,000	0	医師	無	無
4	12,486	151,592	1,809,696	0	医師	無	無
5	12,100	1,064,800	2,807,200	0	大学教員	無	無
6	12,100	774,400	2,323,200	0	大学教員	無	無
7	12,100	484,000	2,468,400	0	大学教員	無	無
8	12,000	624,000	2,928,000	0	大学教員	無	無
9	11,884	427,824	3,113,608	0	大学教員	無	無
10	11,884	190,144	2,281,728	0	大学教員	無	無
11	11,700	70,200	—	0	大学教員	無	無
12	11,671	1,050,390	—	0	大学教員	無	無
13	11,671	700,260	7,142,652	0	大学教員	無	無
14	11,544	346,320	1,673,880	0	大学教員	無	無
15	11,529	92,232	—	0	大学教員	無	無
16	11,500	46,000	46,000	0	大学教員	無	無
17	11,405	182,480	2,189,760	0	大学教員	無	無
18	11,380	113,800	—	0	大学教員	無	無
19	11,380	45,520	—	0	大学教員	無	無
20	11,300	180,800	474,600	0	大学教員	無	無
21	11,300	56,500	113,000	0	大学教員	無	無
22	11,200	268,800	—	0	大学教員	無	無
23	11,200	67,200	470,400	0	大学教員	無	無
24	11,010	121,110	—	0	大学教員	無	無
25	10,973	67,212	—	0	大学教員	無	無
26	10,973	67,212	—	0	大学教員	無	無
27	10,929	961,752	2,622,960	0	大学教員	有	無
28	10,929	743,172	3,847,008	0	大学教員	有	無
29	10,929	349,728	—	0	大学教員	無	無

番号	時給額 (円)	最高給与 月額(円)	給与年額(円)	期末手当等 相当給与額 (円)	職種	公募の 有無	退職手当 支払の有無
30	10,929	174,864	655,740	0	大学教員	有	無
31	10,929	174,864	557,379	0	大学教員	有	無
32	10,929	174,864	—	0	大学教員	有	無
33	10,929	109,290	109,290	0	大学教員	無	無
34	10,929	109,290	—	0	大学教員	有	無
35	10,929	87,432	—	0	大学教員	無	無
36	10,820	86,560	454,440	0	大学教員	無	無
37	10,820	86,560	—	0	大学教員	無	無
38	10,816	173,056	2,076,672	0	大学教員	無	無
39	10,810	237,820	972,900	0	大学教員	有	無
40	10,810	172,960	605,360	0	大学教員	無	無
41	10,810	64,860	324,300	0	大学教員	有	無
42	10,800	172,800	—	0	大学教員	無	無
43	10,800	86,400	939,600	0	医師	無	無
44	10,795	151,130	—	0	大学教員	無	無
45	10,662	597,072	—	0	大学教員	有	無
46	10,662	319,860	319,860	0	大学教員	有	無
47	10,662	191,916	287,874	0	大学教員	有	無
48	10,662	159,930	287,874	0	大学教員	有	無
49	10,662	127,944	565,086	0	大学教員	有	無
50	10,662	85,296	85,296	0	大学教員	無	無

- (注) 1 「最高給与月額」は、平成14年4月から平成15年3月までの間で任用されていた期間の各月のうち支給された給与の額が最も高い月の給与の額である。  
2 「給与年額」は、平成14年4月から平成15年3月まで任用されていた職員について当該期間に支給された給与の合計額であり、期末手当等相当給与を含む。  
3 「期末手当等相当給与額」は、平成14年4月から平成15年3月までの間で任用されていた期間に支給された期末手当等相当給与の額である。  
4 「退職手当の支払の有無」については、上記の者がいずれも国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）に定める退職手当の支払の要件を満たさないことから「無」としている。

別表第二

番号	日給額 (円)	最高給与 月額(円)	給与年額(円)	期末手当等 相当給与額 (円)	職種	公募の 有無	退職手当 支払の有無	退職手当の 額の算定式
1	37,445	890,678	12,976,518	3,512,254	大学教員	無	有	退職の日における俸給月額×0.3
2	35,391	839,193	11,698,062	2,759,878	大学教員	無	有	退職の日における俸給月額×0.3
3	35,064	851,507	11,827,080	2,755,012	大学教員	無	有	退職の日における俸給月額×0.3
4	35,064	833,929	10,974,690	2,696,796	大学教員	無	有	退職の日における俸給月額×0.3
5	33,910	844,268	11,493,268	2,663,604	大学教員	無	有	退職の日における俸給月額×0.3
6	33,400	806,700	12,021,381	3,499,381	大学教員	有	有	退職の日における俸給月額×0.3
7	33,305	814,953	12,110,727	3,488,059	大学教員	無	有	退職の日における俸給月額×0.3
8	33,182	787,558	—	1,567,646	大学教員	無	無	—
9	32,900	799,800	11,898,944	3,443,744	大学教員	無	有	退職の日における俸給月額×0.3
10	32,900	780,950	11,681,744	3,443,744	大学教員	有	有	退職の日における俸給月額×0.3
11	32,750	793,789	11,026,846	2,571,874	大学教員	無	有	退職の日における俸給月額×0.3
12	32,600	747,710	—	732,398	大学教員	無	無	—
13	32,120	784,937	10,874,526	2,505,362	大学教員	無	有	退職の日における俸給月額×0.3
14	31,900	752,800	10,821,638	2,849,338	大学教員	無	有	退職の日における俸給月額×0.3
15	31,800	782,000	11,569,021	3,310,721	大学教員	無	有	退職の日における俸給月額×0.3
16	31,751	758,563	10,702,457	2,788,266	大学教員	無	有	退職の日における俸給月額×0.3
17	31,606	737,182	—	696,691	大学教員	無	無	—
18	31,600	747,730	11,230,986	3,320,626	大学教員	無	有	退職の日における俸給月額×0.3
19	31,500	725,238	—	706,953	大学教員	無	無	—
20	31,273	772,865	—	1,477,432	大学教員	無	無	—
21	31,118	699,226	10,950,102	3,245,590	大学教員	無	有	退職の日における俸給月額×0.3
22	31,000	736,580	10,998,363	3,241,003	大学教員	有	有	退職の日における俸給月額×0.3
23	30,834	760,260	10,538,660	2,423,220	大学教員	無	有	退職の日における俸給月額×0.3
24	30,500	728,519	10,371,680	2,682,252	大学教員	無	有	退職の日における俸給月額×0.3
25	30,469	755,280	11,258,476	3,190,956	大学教員	無	有	退職の日における俸給月額×0.3
26	30,200	726,494	11,033,906	3,290,478	大学教員	無	有	退職の日における俸給月額×0.3
27	30,000	739,730	10,964,931	3,137,771	大学教員	無	有	退職の日における俸給月額×0.3
28	29,957	719,365	10,036,171	2,457,952	医師	有	有	退職の日における俸給月額×0.3
29	29,929	715,800	10,527,452	2,977,628	大学教員	有	有	退職の日における俸給月額×0.3

番号	日給額 (円)	最高給与 月額(円)	給与年額(円)	期末手当等 相当給与額 (円)	職種	公募の 有無	退職手当 支払の有無	退職手当の 額の算定式
30	29,826	703,948	10,574,366	3,121,796	大学教員	無	有	退職の日における俸給月額×0.3
31	29,600	716,540	10,652,605	3,076,925	大学教員	無	有	退職の日における俸給月額×0.3
32	29,508	720,243	9,997,371	2,318,967	大学教員	無	有	退職の日における俸給月額×0.3
33	29,423	568,427	—	146,625	大学教員	無	無	—
34	29,400	721,849	10,426,989	2,795,201	大学教員	無	有	退職の日における俸給月額×0.3
35	29,400	702,860	10,474,765	3,070,845	大学教員	無	有	退職の日における俸給月額×0.3
36	29,100	701,070	10,433,329	3,041,289	大学教員	有	有	退職の日における俸給月額×0.3
37	29,100	682,690	10,027,410	2,514,130	大学教員	無	有	退職の日における俸給月額×0.3
38	29,000	702,300	9,960,136	2,535,436	大学教員	無	有	退職の日における俸給月額×0.3
39	28,854	709,287	—	2,480,892	大学教員	無	有	退職の日における俸給月額×0.3
40	28,700	697,258	9,551,116	2,179,220	大学教員	無	有	退職の日における俸給月額×0.3
41	28,628	549,032	—	85,599	大学教員	無	無	—
42	28,600	696,000	10,471,980	3,004,880	大学教員	無	有	退職の日における俸給月額×0.3
43	28,400	700,120	10,406,165	2,966,925	大学教員	無	有	退職の日における俸給月額×0.3
44	28,364	704,092	—	1,800,558	大学教員	無	有	退職の日における俸給月額×0.3
45	28,364	678,980	10,160,363	2,969,967	大学教員	無	有	退職の日における俸給月額×0.3
46	28,200	663,400	9,801,922	2,820,322	大学教員	無	有	退職の日における俸給月額×0.3
47	28,189	669,032	9,928,358	2,821,062	大学教員	無	有	退職の日における俸給月額×0.3
48	28,020	684,737	10,393,324	2,922,512	大学教員	無	有	退職の日における俸給月額×0.3
49	28,000	659,800	9,879,389	2,934,589	大学教員	有	有	退職の日における俸給月額×0.3
50	27,900	660,600	—	2,069,310	大学教員	無	有	退職の日における俸給月額×0.3

- (注) 1 「最高給与月額」は、平成14年4月から平成15年3月までの間で任用されていた期間の各月のうち支給された給与の額が最も高い月の給与の額である。  
2 「給与年額」は、平成14年4月から平成15年3月まで任用されていた職員について当該期間に支給された給与の合計額であり、期末手当等相当給与を含む。  
3 「期末手当等相当給与額」は、平成14年4月から平成15年3月までの間で任用されていた期間に支給された期末手当等相当給与の額である。  
4 上記の者は平成15年3月31日までにすべて退職していることから、「退職手当の支払の有無」には退職手当の支払の事実の有無を記載している。  
5 「退職手当の額の算定式」は、国家公務員退職手当法に基づくものである。